

## 当社労働者派遣事業に関するマージン率公開について

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）  
上記に従い当社における情報提供項目を公開致します。

### I. 令和 7 年度 事業報告

（対象期間 令和 7 年 3 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日）

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| ①平均派遣労働者数                 | 178 名    |
| ②派遣料金の平均(1 日 8 時間当たり))    | 21,276 円 |
| ③派遣労働者の賃金の平均(1 日 8 時間当たり) | 15,423 円 |
| ④マージン率                    | 27.5%    |

- マージン率は以下の算式により算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入します。）

- 当社では、社会保険加入条件を満たす全ての方に対して、加入しております。
- マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費、等）なども含まれております。

### II. 教育訓練に関する事項

| 種類                                                                                  | 対象者                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 新規採用者訓練、ビジネスマナー研修、<br>OA 機器操作、各種工具操作、<br>ワークスタイル多様化研修、各種技能講習、<br>リーダー就任研修、日本語能力研修、他 | 全派遣労働者、または<br>1 年以上雇用見込みがある派遣労働者 |

茨城県つくば市上ノ室 1142-1 信輝ビル  
株式会社 信輝